

よくある質問

質問	答え
年齢制限はありますか。	年齢制限は設けていません。
必要な資格や経験等がありますか。	<p>次の要件をすべて満たす人が応募可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神奈川県内に在住している人 2. 次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、労働安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第9条第1項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医が作成した診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人 ・都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 <p>※ 次の該当する方は、応募できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公務員法第16条に該当する人 2. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている人
神奈川県外に住んでいるのですが、応募できますか。	「神奈川県内に在住している人」を応募要件としているため、県外在住の方は応募できません。ただし、就学等のため一時的に県外に在住していて、家族が県内に在住する人は応募可能です。
応募に必要な書類は何ですか。	<p>次の4点を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神奈川県教育委員会サポートオフィス職員 申込書<様式は職種ごとに異なります> 2. 履歴書（市販のもの又はパソコン等で作成したもの） 3. 応募資格を証明する書類（身体障害者手帳の写し、診断書の写し、意見書の写し、療育手帳の写し、判定書の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し） 4. 返信用封筒（長形3号、84円分の郵便切手貼付、受験票の送付先を明記）
履歴書は指定の様式がありますか。	指定の様式はありません。市販のものやパソコン等で作成したものを提出してください。
紙で配布される募集のお知らせを入手しないと応募できないのですか。	ホームページの募集のお知らせで内容を確認いただければ、紙で配布された募集のお知らせを入手しなくても応募可能です。申込書は職種ごとに指定の様式がありますので、印刷して記入の上、提出してください。
応募書類はどこへ提出すればいいですか。	次のあて先へ郵送又は直接持参により提出してください。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送で提出してください。） 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル306号室 神奈川県教育委員会サポートオフィス
登録している就労支援機関の職員等が選考に同席することはできますか。	面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席を認めています。同席を希望する場合は、申込書に記入してください。
障がいの特性上、受験する上で配慮してほしいことがあるのですが、対応してもらえますか。	選考において必要な配慮については個別に調整させていただきます。配慮の内容を申込書に記入してください。
複数の職種に応募してもよいですか。	応募いただいて構いません。選考は、職種ごとに行います。また、応募書類は、職種ごとに指定の4点を提出してください。
事務サポーターについて、パソコンスキルはどの程度必要ですか。	データ入力（起動されている状態のEXCELやWORDのファイルにデータを入力する）程度のパソコンスキルが必要です。